十三　一般貨物船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$\frac{91.358}{Dw^{0.216}}$以下であること。
	Dwが三千トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$\frac{107.48}{Dw^{0.216}}\left(1-\frac{0.15(Dw-3000)}{12000}\right)$以下であること。
	Dwが三千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
十四　前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

備考　Dwは、載貨重量トン数
Gtは、総トン数

十三　一般貨物船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$\frac{96.732}{Dw^{0.216}}$以下であること。
	Dwが三千トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$\frac{107.48}{Dw^{0.216}}\left(1-\frac{0.1(Dw-3000)}{12000}\right)$以下であること。
	Dwが三千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
十四　前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

備考　Dwは、載貨重量トン数
Gtは、総トン数

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和二年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であって、令和五年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。